

## II 通院処遇の留意事項

### 1 基本的事項

#### 1) 医療情報の取り扱い

##### (指定通院医療機関相互の情報共有)

通院処遇においては、地域の実情により、対象者に対して、複数の通院医療機関から医療が提供される場合もあり得るが、その場合には、それぞれの診療内容の整合性を図るため、連絡調整のための会議を定期的に行い、治療計画の調整を図ることが必要である。

##### (個人情報の取り扱い)

地域処遇ガイドラインの定めるところにより、他の関係諸機関と協力して、個人情報の保護に努めなければならない。

#### 2) 入院処遇との連携確保

##### (指定入院医療機関からの情報入手と連携)

指定入院医療機関から指定通院医療機関へ処遇が移行する際には、両医療機関は十分な情報共有を行う必要がある。

(入院中の外出・外泊時等を活用して過去の治療内容等を事前に確認しておくなどの体制を整えておく必要がある。)